

## 平成21年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

- 議事日程〔第1号〕  
 9月9日(水曜日)午前10時 開会  
 開会宣告  
 開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 会期の決定  
 日程第3 第50号議案から第61号議案まで及び報第12号から報第15号まで上程  
 提案理由説明  
 第60号議案及び第61号議案決算  
 審査意見報告  
 第50号議案から第61号議案まで  
 及び報第12号から報第15号まで  
 質 疑  
 委員会付託  
 [ただし、各決算認定議案(第60号議案及び第61号議案)及び報第12号から報第15号までは除く]  
 日程第4 決算審査特別委員会の設置及び委員選  
 任(委員会付託)

本日の会議に付した事件  
 議事日程に同じ

### 出席議員(22名)

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 近 藤 紀 男   |
| 2 番  | 成 重 博 文   |
| 3 番  | 安 達 隆     |
| 4 番  | 尾 上 真 一   |
| 5 番  | 山 田 秀 夫   |
| 6 番  | 松 本 博 彰   |
| 7 番  | 中 山 田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久   |
| 9 番  | 明 石 光 子   |
| 10 番 | 土 谷 力     |
| 11 番 | 村 上 和 人   |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸   |
| 13 番 | 後 藤 龍 太 郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋   |
| 15 番 | 北 崎 安 行   |
| 16 番 | 川 原 直 記   |
| 17 番 | 河 野 正 春   |
| 18 番 | 山 本 博 文   |

- |      |         |
|------|---------|
| 19 番 | 菅 健 雄   |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 淨   |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

### 欠席議員(0名)

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 事務局 長   | 甲 斐 智 光 |
| 議 事 係 長 | 清 水 栄 二 |
| 庶 務 係 長 | 伊 藤 康 輔 |
| 書 記     | 近 藤 浩 二 |

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

- |                |         |
|----------------|---------|
| 市 長            | 永 松 博 文 |
| 副 市 長          | 鴛 海 豊   |
| 代 表 監 査 委 員    | 井ノ口 豊 則 |
| 会計管理者兼市参事兼会計課長 | 安 東 洋 義 |
| 市参事兼真玉市民センター長  | 岩 永 澄 雄 |
| 市参事兼香々地市民センター長 | 大 園 栄 治 |
| 市参事兼企画情報課長     | 中 嶋 栄 治 |
| 市参事兼税務課長       | 尾 造 正 直 |
| 市参事兼消防長        | 福 光 博 文 |
| 総 務 課 長        | 衆 原 茂 彦 |
| 財 政 課 長        | 増 田 正 義 |
| 市 民 課 長        | 橋 本 和 明 |
| 保 険 年 金 課 長    | 南 松 豊 久 |
| 子育て・健康推進課長     | 安 東 道 男 |
| 環 境 課 長        | 後 藤 則 隆 |
| 商 工 観 光 課 長    | 佐 藤 之 則 |
| 農 林 振 興 課 長    | 井 上 晃 一 |
| 農 地 整 備 課 長    | 河 野 義 雄 |
| 建 設 課 長        | 野 村 信 隆 |
| 下 水 道 課 長      | 佐 當 公 夫 |
| 福 祉 事 務 所 長    | 安 東 良 介 |
| 水 道 課 長        | 甲 斐 好 信 |
| 総 務 法 規 係 長    | 佐々木 真 治 |
| 秘 書 係 長        | 飯 沼 憲 一 |

9月9日

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	奥 田 秀 穂
学 校 教 育 課 長	早 田 義 司 郎

議長（鴛海政幸君） おはようございます。  
ただ今の出席議員は22名で、議員全員の出席であります。

よって、平成21年第3回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長（鴛海政幸君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長（鴛海政幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、9番明石光子君及び10番土谷力君を指名いたします。

議長（鴛海政幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月18日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長（鴛海政幸君） 日程第3、第50号議案から第61号議案まで及び報第12号から報第15号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

諸般の報告の前でございますが、去る7月4日に元豊後高田市長の倉田安雄氏のご逝去されました。

ここに改めて倉田氏の豊後高田市へのご功績に対

し、敬意と感謝の意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

今年は異常気象続きの天候であり、各地で集中豪雨による深刻な被害が報道されましたが、本市では一部の県農道や市道等で法面が崩れるなどの被害は出たものの、幸いなことに人的な被害をもたらすような大きな被害はなく、大変安堵しているところでございます。

しかしながら、不順な天候による日照不足などにより、農作物の生育が大変心配されますことから、今後、現在のようなよい天候が続くことにより作物の成長が順調に回復し、無事に実りの秋を迎えられることを願っております。

次に、環境対策についてでございますが、合併期に、市内の観光地等のすばらしさの再発見と環境美化意識の向上をめざして市民の皆様方とともに取り組んでおります「ごみゼロスタンプラリー」につきましては今年で5回目となりますが、本年も6月の長崎鼻海水浴場を皮切りに、7月は真玉海岸や粟嶋公園、8月には各自治会もご参加いただき、市内一斉で清掃活動に取り組みました。

また、7月18日に「キャンドルナイト」を開催いたしまして、商店街では子どもたちが作ったペットボトルキャンドルや竹の中にキャンドルを灯した「竹蛭」が立ち並び、幻想的な風景の中で、風情のあるスローな時間を過ごしましたが、商店街では人通りが少なかったのが残念でありましたことから、今後、取組方法等についても検討してまいりたいと考えております。

さらに、8月1日には玉津商店街を主会場に、夏の風物詩となりました「打ち水大作戦」を開催し、特に子どもさん方にはたくさんのご参加をいただきながら、浴衣を着てお風呂の残り水などを利用した打ち水を行い、エコな「涼」を体感いたしました。

次に、観光についてでございます。

この度、「昭和の町」のまちづくり活動が、第31回サントリー地域文化賞を受賞いたしました。この賞は、全国各地で地域文化の向上や活性化に取り組んでいる団体等に対し、財団法人サントリー文化財団が賞を贈るものでありまして、今回は全国で5団体が受賞され、大分県内からは11年ぶりの受賞であるとお聞きしております。このような名誉ある賞をいただきましたことは大変光栄なことでありまして、同時に、「昭和の町」の取り組みがまた一つ全国的

に認められたものと大変うれしく思っているところでございます。

さらに、「昭和の町」の中核施設でございます「旧共同野村銀行社屋」が、国の有形文化財として登録されました。こうした昭和の時代の建造物を文化財として位置づけることは、市民の財産としてのみならず、「昭和の町」の価値をさらに高めることにもつながるものと考えております。

また、ボンネットバスにつきましては、議員各位や市民の皆様方に大変ご心配をおかけいたしました。が、広島、山口、福岡そして大分と各地で観光宣伝活動の大役を果たし、7月18日に無事「昭和の町」に到着し、職人の手作りにより復元された待望のボンネットバスが市民の皆様方や観光客に披露され、当日は歓迎イベントも盛大に行われるなど、終日大勢の人で賑わいました。

現在、土曜日・日曜日・祝日を中心に「昭和の町周遊コース」及び「市内の各観光地を周遊するコース」を運行し、大変好評をいただいております。今後はこのボンネットバスを観光振興の目玉として有効に活用してまいりたいと考えております。

また、大分交通と広交観光が共同で運行し、大分と徳山・広島を結ぶ高速バス「別府ゆけむり号」につきまして、この度、本市を經由する運行路線に変更していただくことができました。10月1日より、本市と広島方面との間に直行便ができますことから、今後は、広島、山口からの観光客の誘致にも力を入れてまいりたいと考えております。

また、恒例となりました高田観光盆踊り大会におきましては、43チーム、総勢約1,000人の踊り子の方々が昭和の町の中を踊り、草地踊り保存会の特別出演が花を添え、大会の最後には、本市経済の活性化をめざして本年度取り組んでおります「ぶんごたかだ夢応援宣言事業」の前期抽選会も実施されるなど、大盛況でございました。

次に、正起金属加工株式会社大分工場が、製鋼用アルミ脱酸剤の製造設備を新設いたしましたことにつきましては、本年第1回臨時会でもご報告いたしましたが、9月1日から正式に製品の製造を開始し、3日には広瀬知事立ち会いの下、大分県庁で生産再開の表明をしていただきました。不況が続く中で今回の表明は、大変喜ばしいことでありまして、同社の杉田代表取締役社長も本市に対して思い入れが大変深く、すでに地元から5名の新規採用を行っていただいているところであり、来春には合計で20名

の雇用をされるとお聞きしておりますことから、本市の産業振興に大きく寄与するものと思っている次第でございます。

次に、学力テストについてであります。県基礎・基本定着度状況調査につきまして、県下の小学校5年生は国語と算数の2教科を、中学校2年生は国語と数学と英語の3教科を対象に実施されました。結果といたしましては、5年連続で両学年、全教科とも全国平均を上回り、県内トップクラスの結果でございました。

また、全国学力・学習状況調査につきましては、全国の小学校6年生と中学校3年生の国語と数学を対象に実施されました。結果といたしましては、両学年とも全国平均を上回り、全体的にも昨年を上回る結果でありました。これは、学びの21世紀塾を始めとした「教育のまちづくり」に取り組んできた成果が着実に現れているものと考えております。

次に、行政改革の財政効果についてご説明いたします。

実施計画に掲げております81項目の取り組みと投資的事業の見直しにより、平成20年度単年度では、約7億9,400万円の財政効果がございました。これにより、当初、平成17年度から平成21年度までの5年間で21億1,230万円の計画目標額をたてておりましたが、4年経った現在の実施効果額といたしましては約20億4,000万円となり、これは計画目標額の約96.5パーセントに達することから、おおよそ目標額に近づいており、本市の行政改革は順調に進捗しているところでございます。

一方で、財政の弾力性を示す経常収支比率は96.1パーセントで、平成19年度の95.9パーセントと比較すると0.2パーセント悪化しております。

先般公表されました平成22年度の地方交付税は、平成21年度に比べ661億円、率にして0.4パーセントの増となっておりますが、今回の国の政権交代により財源の問題等から不安な状況であります。また、景気回復によって税収増も期待しておりましたが、これも大変不透明な状態となってまいりました。

こうしたことから、現行の実施計画は本年度で最終年を迎えておりますが、まずは現行計画を着実に実施するとともに、これまでの計画について全体的な検証を行い、引き続き行政改革を継続してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び

9月9日

報告につきまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、予算及び決算関係の議案及び報告についてでございます。

第50号議案の平成21年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)につきましては、2億8,492万9,000円の増額補正で、補正後の予算総額は149億8,968万9,000円となります。その財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等で措置しております。

補正予算の内容につきましては、まず総務費では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、ケーブルネットワーク事業加入者に提供している機器の操作方法等の問い合わせに対応する「ケーブルネットワークICTサポート事業費」などを計上しております。

民生費では、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた子どもを対象に、1人当たり3万6,000円を支給する「子育て応援特別手当給付事業費」、住宅を喪失している離職者等に対して住宅手当を支給する「住宅・生活支援対策事業費」、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、ひとり暮らしの高齢者等に対して緊急通報システムの説明及び加入促進等を行う「在宅高齢者等地域福祉サービス事業費」などを計上しております。

衛生費では、火葬場建設に伴う用地購入費及び実施設計委託業務等の火葬場建設事業費、一次保管施設に保管している焼却灰等を最終処分場へ運搬処理する「焼却灰等最終処分事業費」、国保連合会の補助事業を活用し、健康推進員に対する研修等を実施する「健康推進員研修事業費」、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、花いろトレーニングルームでのトレーニング機器の使い方や運動プログラムのアドバイスを行う「スポーツトレーナー設置事業費」などを計上しております。

農林水産業費では、白ねぎの加工機械等の整備に要する経費を助成する「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業費」、こねぎハウスの整備に要する経費を助成する「ブランドを育む園芸産地整備事業費」、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、そばの生産及び加工に係る人材の育成を図る「豊後高田そば産地確立事業費」、県営農道整備事業負担金などを計上しております。

商工費では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、観光地において景観を損ねている草木の除去や観光案内板の清掃等を行う「観光施設美化清掃

事業費」などを計上しております。

土木費では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、各種建築物の耐震診断・耐震改修の相談に対応する「建築耐震推進員設置事業費」などを計上しております。

教育費では、不登校・いじめ等の指導・研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業費」、学習指導要領の変更に伴う理科の授業拡大にあわせた小・中学校の理科教材の購入にかかる経費、全国・九州中学校体育大会出場費補助金などを計上しております。

災害復旧費では、7月24日から26日までの豪雨により被害を受けた農地4件、施設2件に係る現年発生農林水産施設補助災害復旧事業費及び6月29日から30日までの豪雨により被害を受けた市道5件に係る現年発生公共土木施設補助災害復旧事業費を計上しております。

第51号議案の平成21年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、6,183万7,000円の増額補正で、補正後の予算総額は25億425万2,000円となります。

補正予算の内容につきましては、介護予防教室実施体制強化事業費、生活・介護支援サポーター養成事業費並びに平成20年度国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の精算償還金を計上しております。

第52号議案の平成21年度豊後高田市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入の内、1款「水道事業収益」の2項「営業外収益」を37万円増額し、収益的支出の内、1款「水道事業費用」の1項「営業費用」を37万円増額するものでございます。

補正予算の内容につきましては、水道量水器位置情報等データベース化事業費を計上しております。

第60号議案の平成20年度豊後高田市歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度豊後高田市歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

各決算は、平成20年度の予算に計上し、平成20年4月1日から出納整理期間である平成21年5月31日までの間に会計処理を行ったものでございまして、各会計における主要な施策の成果につきましては、別冊の「主要施策の成果説明書」のとおりでございます。

まず、平成20年度豊後高田市一般会計歳入歳出

決算につきましては、歳入総額144億4,651万2,049円、歳出総額141億45万1,170円、差引3億4,606万879円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億8,111万4,879円となります。

歳入の主なものは、市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び市債で、歳出の主なものは、定額給付金給付事業費、道路新設改良事業費、企業立地促進奨励金、各特別会計への繰出金、退職手当、地域総合整備資金貸付金及び地域振興基金積立金です。

次に、平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額32億8,326万9,441円、歳出総額31億8,599万8,884円、差引9,727万557円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、一般被保険者・退職被保険者等療養給付費負担金、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金です。

次に、平成20年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2億9,616万8,884円、歳出総額2億9,098万188円で、差引518万8,866円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、国庫支出金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

次に、平成20年度豊後高田市老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも4億879万9,492円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、老人医療給付費です。

次に、平成20年度豊後高田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額25億2,623万7,959円、歳出総額24億5,747万2,573円、差引6,876万5,386円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費です。

次に、平成20年度豊後高田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも4,880万905円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、簡易水道使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成20年度豊後高田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも11億6,657万4,427円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道整備事業費及び公債費です。

次に、平成20年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも2億7,336万6,850円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、特定環境保全公共下水道事業分担金、国庫支出金、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道整備事業費及び公債費です。

次に、平成20年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも5,722万4,991円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成20年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも1,525万8,354円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成20年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも11億9,951万6,946円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、県支出金、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設整備事業費です。

第61号議案の平成20年度豊後高田市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第

9月9日

30条第4項の規定により、平成20年度豊後高田市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

平成20年度の実績は、総配水量が前年度に比べ6,274立方メートル減少の172万3,757立方メートル、有収水量が前年度に比べ2,412立方メートル減少の150万9,217立方メートルです。

収益的収支につきましては、収入総額2億1,742万5,528円、支出総額1億9,685万1,624円となりました。

損益計算による総収益は2億765万375円、総費用は1億9,010万5,606円で、差引1,754万4,769円の当期純利益が生じました。

資本的収支につきましては、収入総額1億6,804万1,100円、支出総額2億5,426万6,369円で、差引8,622万5,269円の不足額が生じましたが、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額286万611円、過年度分損益勘定留保資金5,171万3,605円及び当年度分損益勘定留保資金3,165万1,053円で補てんしたところでございます。

報第13号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、収支が黒字となっておりますのでございません。

実質公債費比率は16.6パーセント、将来負担比率は86.1パーセントとなっております。いずれも、財政健全化計画を策定し、自主的に改善努力を行うこととなる早期健全化基準の値を下回っておりますので、健全な段階にあると考えております。

報第14号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく特別会計等の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

各会計ともに資金の不足はありませんので、比率はございません。

次に、予算及び決算以外の議案及び報告についてでございます。

第53号議案の訴えの提起につきましては、中央公園の敷地の内、個人の共有名義となっている土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

第54号議案の中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することにつきましては、本市と定住自立圏構想の中心市である中津市との間において、役割分担や連携項目を明示した定住自立圏形成協定を締結するに当たり、豊後高田市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議決を求めるものでございます。

第55号議案の市営土地改良事業の計画変更につきましては、平成18年度から田染相原地区において施行している「元気な地域づくり交付金基盤整備促進事業」の計画変更について、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議決を求めるものです。

第56号議案の豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正につきましては、加入の申し込みの際に納付する分担金について、引込工事施工前に家庭の事情等により解約をした場合については、分担金を還付できるようにするものでございます。

第57号議案の豊後高田市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金を増額するものでございます。

第58号議案の豊後高田市介護保険条例の一部改正及び第59号議案の豊後高田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の割合を納期限から一定期間の日数について軽減するものでございます。

報第12号は、桂川河川プールにおいて発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報第15号の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価の結果に関する報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、その結果に関する報告書を提出するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案及び報告についての説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（鴛海政幸君） いいかい。

市長（永松博文君） よろしいですか。ちょっと読み違いがあった。

議長（鴛海政幸君） はいはい。

市長（永松博文君） すみません、読み違いがあったようですので、訂正させていただきます。

交付税、4ページの中ほどに、地方交付税のところ「平成22年の地方交付税は」というところを「平成20年度」と読んだようであります。すみません。正確なものは書いておるとおり、「平成22年度の地方交付税は」ということでございます。訂正をさせていただきます。どうもすみませんでした。

議長（鴛海政幸君） 次に、第60号議案及び第61号議案について、監査委員に決算審査意見報告を求めます。

代表監査委員井ノ口豊則君。

代表監査委員（井ノ口豊則君） 皆さん、おはようございます。代表監査委員の井ノ口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成20年度の決算審査につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、豊後高田市長より、平成20年度豊後高田市一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算が審査に付されましたので、ご報告申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく書類が審査に付されましたので、併せてご報告申し上げます。

審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類につきまして、歳入歳出簿、その他関係書類と照合するとともに、予算執行状況並びに財産及び基金の管理状況について、関係諸帳簿との照合、係数の分析、前年度との比較を行い、関係各課による事情聴取等も行いました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書及びその他関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、係数は関係書類と符合し、正確、適正に事務処理されています。

なお、健全化判断比率におきましては、早期健全化基準内であり、良好な状態であります。資金不足比率につきましても、資金の不足額はなく、良好な状態であると認められました。

詳細につきましては、お手元にお配りしております別紙意見書のとおりであります。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（鴛海政幸君） しばらく休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

議長（鴛海政幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、これより第50号議案から第61号議案まで及び報第12号から報第15号までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、22番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間においてお願いいたします。また、質疑は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告のない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により、発言を許します。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石であります。

議案質疑並びに関連の一般質問をいたします。

今朝、議長にお話をしましたが、市民にわかりやすくするために、関連一般質問は、その議案質疑のあと、通告書はずらっと並べて書いていますけど、一つ一つあわせて質問もしたいと思いますので、答弁のほうもあわせてしていただきたいと思います。

最初が第50号議案、これは、補正予算なんですけれども、今回、交付金を活用して緊急雇用創出事業の予算が出されておりますが、これは、新たに32人を雇おうと、その賃金の予算総額が1,886万提案をされています。

私は、これだけ不景気で仕事がないときですから、仕事を求めている方々に、やっぱり公平に採用の条件を与えてもらいたいと思うんです。これまでも、

9月9日

この種の事業を実施をしておりますけれども、一部の事業で、市内に適任者がいながら、なんで宇佐市の市民を雇ったんかという形で、関係者から随分市議会議員がチェック能力はないんじゃないかと、もっと議会はチェックせんとおかしいんじゃないかと、市長の言いなりになるなという批判がっておりますので、だれが見ても、新たに雇う32人については公平な方法で採用していただきたいと思うんですけれども、どういう考え方なのか、説明をしていただきたいと思います。

次が、市営住宅の管理費の中で、市営住宅の管理推進委員なるものを1人雇うということになっておるんですけれども、その方はどういう業務をさせるつもりなのかですね。一般質問としては、今後、私どもも宣伝カーで回っておりますも、何人かの、何箇所かの住宅で、もうなかなか市に要望するんだけど、営繕、予算がない、予算がないと言ってやってくれないんだという切実な声を聞かされるんです。

よってですね、そういう調査推進委員なるものを雇った以上は、調査をしたら、その調査に基づいて、やはり営繕計画を作って、早急に実施をすべきだと思うんですけれども、来年度からも予算を増額するし、年次計画作ってやるというような、だれが見ても公平な方法で、やっぱり緊急度の高いところから、市営住宅、入居者の環境を整備するために努力してもらいたいと思うんですけれども、考え方をお尋ねしたいと思います。

次が、65号議案についてなんです。

いろいろ今回議案が出されておりますけれども、私、総務委員ですので、総務委員会で議論できるものについては本会議での質問をいたしません。よって、決算の議案についていくつか質問をしたいと思います。

一つは、基金の問題なんですけど、市にはなかなか予算ないないと言いながら、実際には、前の年に比べてみましたら4億6,000万円基金が増額されておまして、基金の総額は60億円を超えています。

ところが、その利息を調査してみますと、安いところでは0.25パーセント、一番高いところでも1.2パーセントです。大半のところは、0.4パーセントから0.45パーセントの利息で、市は60億円を貸しつけています。預かってもらっています。

しかし、今度は、そのあとの質問である、市は大きな借金しとるんですけれども、その借金をしてい

る利息との差が、あまりにも極端に大き過ぎるわけです。これを縮めれば、借金の利息は安くしてもらえ、預けている金は上げてもらえば、その分、市の財政に寄与できると思うんです。

よって、この点については、これまでも何度か、永松市長にかわってからも質疑をしてきましたけれども、どう考えているのか。県内でもいろいろ自治体によっては努力している自治体があります。

次は、借金のほうなんですけれども、借金の総額は194億円です。いま、昭和の町で、また、桂橋や中央公園の整備、永松市長になって次々大きいことをやってくれて。しかし、市長がやめたあと、市民に大きな借金かるわされたという批判の声もあるんですけれども、なんと194億円の借金になりました。利息を計算してみましたら、年間3億円の利息を負担させられています。

よってですね、この借金の利息は高過ぎる、預けとる金は安い、この差が大きいです、この借金している利息も下げられない。いわゆる高いものについては、繰上償還をするように何度も問題にしてみました、これで、前の倉田市長時代に、よしわかったと、やろうということでやりました、これは大きな新聞記事になりました、佐々木県議が、「大石さん、これはあんたのヒットやなあ、これは大いに宣伝しなさい」と、お褒めのことばを佐々木県議員からもいただいたことがあるんですけど。

その後、ずっと引き続き繰上償還やってきまして、随分市は助かっています。

それでも、なお、5パーセントを超える借金がありますので、そういうものについては繰上償還をして、あるいは、安い利息と切りかえて、財政問題解決に努力をすべきだと思うんですけれども、見解を求めます。

次が、市営住宅の家賃なんですけれども、これが、もう3,000万を超えています。普通、民間の住宅に入っている人から見ると、市営住宅のほうが家賃は安いのに、何年間も滞納しておっても、それで入居できるちゃんいなあと、市は楽なものじゃああと、こうなっているんです。私どもは、強制的に退去しろということは言いません。県のほうはかなり強制的に退去するようになりましたけど、それは、退去させることが目的じゃなくて、なぜ払えないのか、原因を徹底調査をして、やはり所得の低い、いわゆる月々の収入の低い方については、いまの家賃の条例の中でも減免制度を徹底すれば、家賃は半分



以下に下がるわけだから、そういう制度を活用してやるべきだと思うんです。

よってですね、あなた方は、この原因と対策についてどう考えているのか、それから、減免対策についても、やっぱり対象者には周知徹底させて、申請制度ですが、申請してもらってですね、そのかわり納めてもらうと。そして、収納率を向上するという努力をすべきだと思うんですけれども、見解を求めます。

次は、同和事業で実施をしました、住宅の新築資金の貸付事業についてなんです。これは、基本的には永松市長の責任ではありません。佐々木市長時代からの事業なんですから、倉田市長時代にこれを廃止しましたけれども、その佐々木市長時代の、この遺産がいまも受け継がれているんです。

しかし、私調査してみましたら、永松市長にかわってからも、最初の内は張り切りまして、そりゃ、そのとおりじゃ、こんなばかなことがあるかということで、職員にハツパをかけて、かなり収納率が上がったんですけど。もう、そのごろ、最近ではもう慣れあいになってしまって、もうほとんどやられてないんだけど、このいま問題になっている、この議案で問題になっている平成20年度1年間で、長期滞納者が5,900万あるわけです、こげつきが。その5,900万の中で18人おるんですけども、実名上げれば18人対象があるんですが、その18名の中で、1年間で何人の方が合計いくら滞納整理に応じてくれたのかもちょっと明確にしてみたいし、あとできないということは何ぞなのかという、この原因対策について説明をしていただきたいと思います。

次が、市長の交際費であります。

交際費の中で、今回、大した交際費使っておりませんが、私は、公平な使い方をしていただくために、前回の議会で一般質問やりましたけど、市長がまともな答弁しなかったので、改めて、事実に基づいて、指摘をして改善を求めたいと思うんです。

私の調査によりますと、市長は、交際費を使っただけの香典は5,000円をお配りしたのが24人、1万円が8人あります。一方、議長について、この20年度の1年間、5,000円お届けしたのが12人あります。議長については、それぞれ5,000円に限られているようです。市長のほうは、1万円と5,000円というふうに差があるんですけども、これは、どういう、決算の議案ですから、どう

いう基準で5,000円、1万円ということになったのか、ちょっと基準を市民にわかりやすく説明してもらいたいと思います。

それに関連する一般質問なんですが、市長が葬儀や初盆にお参りをする、その基準というのは、担当に聞いてみたら、香典届けているところは大体参ったんじゃないかと言うんやけども、この前の市長の質問では、私はどこに参ったか覚えてないみたいなことを言うから、だから、私は市長車の運行日誌を取って、いま分析をしているんですけども、今日はやりません。

そんなことを言うと、知りませんという答弁はないんです、市長。だから、私は問題にしているのは、いままでのことを問題にしたんじゃないんですよ。むしろ、この前問題にしましたように、岩永元議員の葬式のことから問題になったんですけど、今後、何とか公平に基準を設けてもらいたいというのに、何かあなたの答弁では、大石が、議員だけ参れ、ほかのところは参らんでいいみたいな質問するちみみたいなことを答弁しましたわね。だから、なんで市長はちょっとヒステリーだなあというふうに市民の批判がありましたよ。私はそんな質問してないですよ。

今後のためにやね、公平にやるために基準を設けたらどうかと言っているんですよ。そうじゃないんですか。私はどうしろということを書いてません。市長としての基準をどうしたら、設けてないという批判が出るよということで、私はいい意味で提案しているんです。それはどうなのか、教えてください。

次が、知的障がい者の更生施設コスモスが改築されまして、この改築をめぐるの寄付金問題、保護者に強制寄付を押しつけるということはけしからんということで、議会で大問題にしまして、これは一応撤回されました。

しかし、今回問題になっているのは、私とこにいろいろと言ってくるのは、ああ、それは次の一般質問でやりますけれども、その改築工事に対して、市は20年度で500万円の市独自の助成を出していますね。私、調べてみますと、私なりに調べてみたら、入居者が、定数70人に対して、豊後高田市からの入居者は11人、大分市が9人、宇佐市が7人、杵築が7人、別府が6人、中津が5人、その他いろいろあるんですけども、70人の定数に対して、豊後高田市の方は11人しか入居してないんですよ。しかし、それぞれ、ほんなら、大分や、

9月9日

宇佐や、杵築や、別府や、中津が、それだけ入居しておるけれども、市独自に助成金を出したかと言うたら、全然出してないですね。もちろん、要請もなかったようなんです。

そうすると、なんで高田だけがそれだけ.....豊後高田市民が全部入っているおるわけじゃないんです。なぜ市独自で、法的には独自の助成するような事業ではありません。なぜ豊後高田市だけが、この施設に500万円の建設に対する助成を出したのか、ちょっと市民がわかるように、説明をもう1回してもらいたい。

一般質問ですね、これに関連する。それで、それだけ市の独自予算も出しておりながら、いままでは、例えば食材、野菜とか、果物とか、魚とか、肉とか、もうもろもろ。そういう70人からの定数であれば、やっぱり年間にすれば、相当の金額になると思うんですが業者が納めておったと、業者は市会議選挙も大いにやったそうなんです。

ところが、市議員選挙終わったあとにみんな切られたということで、私のところに、これはいい時期にやってくれんか、テレビでやってくれんかと言うけど、今日はなんぼやっても録画放送はありませんけれども、配慮して、ここでやるんですけど、これは配慮です。

よって、これはおかしいと思うんです。そうでしょう。それで、県外、市外の大手が全部納入すると。地産地消と言いながらすよ、給食なんか教育委員会が教育長以下、みんな地産地消ですよ、地元の物を買いますよと買ってますよ。それを、この施設では、県外の施設に全部くらがえしてしまったと。

ごみもなんかいろいろあったようですが。私は、今日はごみのことを問題にしたらんじゃないんです。その食材を、なんで選挙後、打ち切られてしまったのか。これは、市が500万円助成をした以上は、やっぱり行政指導をして、これは地元の、これだけ不景気で、地元の業者も売上げがなくて困ってますよ。私の地元にも、その関係業者がおりますけど、ほんとに困ってますよ。あれだけ付き合いをしてきたのに、なんていうことかと。もう選挙だけしっちゃったのにとかありますよ。それ、指導してもらいたいと思うんですけど、市長、どうでしょうか。これは大変な問題やありませんか。しかも、安く買い入れる法はないんです。基準があるんでしょう。食材はいくらいくらと。あるですよ。それを引き下げて、その差額分をねこばするわけいかなん

です。安く買うことはないんです。1人当たりの基準がちゃんとあるでしょう。食材と食材とにね。安くするということは、その浮いた金をどうしたかということの疑問が出てきますわね。だから、市長、ちゃんと、そういう疑惑が持たれないように、やっぱり地元業者優先ということで指導してもらえませんか。

次が、乳幼児医療費についてです。

これは、かねてから、私ども日本共産党が問題にできてきて、段々改善されましたけれども、例えて、就学前までに無料化になったのは、今年の4月からなんですよ。前年度なってないんですよ。前年、いまのこの決算では、よって、聞きたいのは、その20年度で、これは半額事業なんだけれども、市の一般財源はどれぐらい使ったかということです。これが、議案質疑。

一般質問では、やはり、こういう時勢ですから、特に豊後高田の場合、人口動態見ましても、ほんと若い人が少ないどころか、子どもたちがほんとに少ないんですよ。だから、若い人たちが高田に住みついて、結婚して住みついて、子どもを安心して産み育てる環境をつくるということは、やっぱり定住対策としての柱なんですよ。そうでしょう。そのためには、やはり、子どもの医療費というのは、経済的負担が大きいんですよ。

しかし、いま、私がここで一般質問で問題にしている、この就学前までは4月からは無料になりましたけれども、あと、せめて小学校卒業まで実施できないかという提起なんです。

これは、大した予算じゃないでしょう。市長がやる気が、やる気がないかの問題なんです。全国調べてみましたけど、この部分というのは、就学前の予算と予算費が全然違うんです。やっぱり病気になるのは就学前の方のほうが多いわけです。だから、小学校卒業までやったとしても、そう大した予算じゃなくてやれるんで、もう市の独自でやれとは.....やればいけれども、県に、市長としても、14市の市長を代表して、もう定住対策を昭和の町で頑張ってきたけれども、高田にみんな住みつくように、定住対策で頑張っているんだと。若いお母さん方の経済的負担を軽くするために、高田はやるんだと。だから、半分県が出してくれと、県の事業をやれということ、市長が先頭切ってやってもらえないかという質問なんです。市長、どうでしょうか。

次が、ソフトボール場のことなんですけれども、

中央公園に大型バスを15台置く駐車場を作ると。そのために、いまある公園を壊して、あの、いま、公園の中に15台の駐車場を作るわけですね。そうすることに伴って、いまありますソフトボール場、これは市内のソフトボール場の中でも、公式試合ができる公式のソフトボール場なんですよ、1箇所しかないんです。これを廃止することになって、実際には関係者等も全く協議もしていなくて、私が大問題にしまして、そのあと協議が始まったようですよけれども。私、今日問題にしたのは、ここの中央公園の公式球場で年間どれぐらいの利用なのか、その利用は、他のソフトボール場に比べてみて、利用料が低いほうなのか、高いほうなのか、それをお尋ねしたいんです。

次の関連一般質問では、もうどうしてもいま私が言っても、これを食い止めることができないようなので、代替措置として、現在あるソフトボール場を整備する、草苗場になっているところもあるようですが、整備することと同時に、中核工業団地の上に丘の公園といいますか、多目的広場があるんですけれども、ここを、これ前、倉田市長時代から問題にしてきたんですけれども、ソフトボール場を2面が充分できますから、バックネットその他を作っても使ってもらわないと、いま私の調査では、消防の出初式は使っているけども、その他1年間はほとんど使っていない状態でもったいないんです。

それと同時に、いま、若者たちに大変人気のあるフットサルというスポーツがあるようです。これで、いま、日出町で、二階堂が作ったので物すごく話題になっているんですけれども、県北にいいのがないんです。だから、あわせて、あの丘の公園には、面積小さくできますからね、を作るべきじゃないかと思うので提案いたしますが、どうなのか、見解を求めます。

次が、学校図書費については、もう長くなりますので、資料はいただきましたので、これ省略いたします。取り下げいたします。

次は、国保税についてなんですけれども、あまりにも高く払えないで、もう何とかしてくれというのは、今回8月の令書をもって、多くの市民から電話がかかってくる、宣伝カーで回っておつてもつかまえられて、これは間違いじゃないかと、もう苦情を訴えられました。

確かに、市長、一般市民の年間の収入、所得に比べてみて、国保の支出負担割合ちゅうのがあまり大

きいんですよ。

ある、あそこはどこやったかね、羽根の下やったか、もう泣きつかれましたよ、もううちの父ちゃんこうなって、いま仕事がないんだけど、こうこうこうなんやって、もう払えないんやっち。もう、それも大変な問題ですよ。死活問題になっているんですよ。

よって、今回の、この議案で出しております滞納問題どうとらえているのか、不納欠損これだけあり、滞納がこれだけあるということに対して、1億9,000万ですよ、どうとらえているのか。今後、やっぱり新政権に働きかけて、国から市に対する負担を増やしてもらって、やっぱり一般市民に対する負担を軽くするというのは、市長の仕事ですよ。私、もう長いこと市会議員しております、ほんとにこれは大変な問題だと思います。国の政治を変えないかんと思います。

今度、民主党中心の政権に変わりましたから、この際、市長、やっぱり市長が政治力を発揮して、堂々と物を申しもらいたいですよ。市町村としては、大変なことなんやと。国の負担を増やせと、そして、住民の負担を軽くすると、その先頭に立ってもらいたいと思うんですが、市長の見解を求めます。

次が、60号議案が水道問題です。

もう、あれが経ったけなあ。水道問題については、もう簡単にしましょう。長期滞納者の一覧をもらいましたが、この結果を見て、20年度を1年間で、長期滞納が少しは片づいたのか、あるいは、新たに増えているのか。それで、その増えているということになると、要因をどう考えているのか、ちょっと説明してもらいたい。片づかないちゅうことになると、なぜ片づかないのかも説明してもらいたい。

次は、一般質問で、長期の滞納者については別扱いなんだと、新たに水道料金を滞納した人は水を止める、止めるぞということでおどしをかけているわけですよ。もう、そりゃ、大変な大争議になっているでしょう。これ、データももらいましたけれども。私は、その中でも、ほんと悪質滞納者はそりゃわかりますよ。でも、明日の飯さえない人だっておるわけでしょう。もう、それをおどし上げるようなことだけは、やめるべきだと思うんですよ。

市長、これは、市長の政治的配慮で、やっぱり、その実態を掌握してもらって、もうちょっと待つと、いま現金なくても、あとどうするかということ、国民健康保険証については、高田の場合は、現

9月9日

金なくても、よし、ならあるときになったら何とかしようと言うたら、国保手帳渡して、基本的には病院に行けるようになってるんですよ。だから、水道についても、やっぱり穏便な方法を、柔軟な方法を取るべきだと思うんですけども、これは、市長の政治的配慮にかかっているわけよね。その辺の見解を求めて終わりたいと思います。

以上であります。

議長（鴛海政幸君） 大石議員に、ちょっと通告じゃなくてお尋ねします。

妊婦検査についての質問がありませんが、もう、それでいいですか。

2番（大石忠昭君） ああ、ちょっと、それしたいなあ。すみません。ちょっと。議長、ありがとうございました。

妊婦健診についてですね、20年度の実績をどう見るのか説明してもらって、21年度については、1人11万8,000円の補助金や交付金がついているんですから、関連一般質問で、やっぱり14回分完全無料にすべきだと思うんですけども、もう一度、市長の見解を求めます。

以上です。

議長（鴛海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 第50号議案、緊急雇用創出事業における雇用者の採用方法についてお答えいたします。

本事業につきましては、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対しまして、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供することによりまして、生活の安定を図ることを目的にしている。そういうことから、雇用者の要件といたしましては、失業された方が対象となっております。

事業実施に当たりましては、民間事業者等への委託事業と、市が直接実施する事業、この二とおりがございます。いずれの場合もハローワークを通じまして募集するなど、広く公募することとなっております。

なお、採用につきましては、事業要綱に基づきまして、それぞれの事業主体が行うこととなります。市が採用する場合はもちろんのことですが、委託事業の場合でも、受託先に公正な観点で採用するよう、それぞれの担当課を通じまして、指導しているところであります。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 答弁をする執行部は、質疑項目が大変大石議員は多いので、簡潔に答弁するようお願いいたします。

建設課長野村信隆君。

建設課長（野村信隆君） まず、第50号議案の市営住宅の管理費についてお答えいたします。

今回の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、市営住宅の管理及び地域住宅交付金事業の実施について、さまざまな連絡調整及び意見の取りまとめ等を行ってもらうために、専門の臨時職員を配置するもので、その方の賃金及び関係経費であります。

なお、雇用方法については、ハローワークを通じて募集してまいりたいと考えております。

次に、60号議案の住宅使用料の滞納問題についてお答えいたします。

平成20年度における住宅使用料の滞納総額は3,045万5,869円となっており、その内訳は、現在入居している方で2,138万339円、すでに退去された方が907万5,530円となっております。

また、滞納者の総数は117名で、その内訳は、現在入居している方が72名、すでに退去された方が45名となっております。

その原因についてはさまざまでございますが、今後とも、滞納者については臨戸訪問はもちろんのこと、保証人を含めた納付指導により徴収強化を図るとともに、特に、悪質な場合は法的措置も検討するなど、鋭意回収に努めてまいります。

なお、減免制度につきましては、これまでも入居のしおりにより周知をしてきましたが、再度周知に努めたいと思っております。

次に、住宅新築資金貸付金についてお答えいたします。

貸付金の滞納者には、臨戸訪問等により回収に努めてきたところでございますが、平成20年度における徴収金額については、4件で2万9,000円でございます。

滞納の理由としては、借受人本人がすでに死亡しているケースや、相続放棄、高齢により収入が少なく、返済ができないなど、さまざまなケースがありますが、本人はもとより、相続人や連帯保証人にも返済を求めるなど、今後につきましても、鋭意回収に努めてまいります。

次に、関連一般質問の市営住宅の営繕対策についてでございますが、年次計画により、地域住宅交付

金事業を活用しながら、住環境の整備を行うとともに、入居者からの修繕の申し出等により、市が行うべき修繕については、速やかに対応しているところでございます。

次に、中央公園のソフトボール場についてであります。公園整備に当たっては、まちの中心部に位置し、親子連れや多くの市民が集い、年間を通じて遊び、楽しめる子どもたちのための公園整備が必要と思われれます。

現在のソフトボール場の利用状況であります。土、日の利用が主であり、バックネットや防球フェンス等により、常時閉鎖されており、利用効率は決してよいとは言えません。

ソフトボール場については、存続を望む声もありますが、見通しのよい、明るい公園への整備を望む意見が多く、いつでも子どもたちが自由に遊べる場所の整備を目的に、広大な芝生を敷き詰めた子どもスポーツ広場として再整備を行うこととしました。

今回のソフトボール場の廃止については、これまで利用されてきた団体の方々にも、市内の他のグラウンドの利用促進をお願いし、代替としての使用できるグラウンドの選定、施設等の整備などについて関係機関と協議を行うことにより、利用者へのご理解をお願いしてまいりたいと考えております。

また、丘の公園の利用につきましては、今後、整備の必要性等についても検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 会計管理者兼市参事兼会計課長安東洋義君。

会計管理者兼市参事兼会計課長(安東洋義君) 第60号議案の内、基金利息についてお答えします。

基金に属する現金につきましては、最も確実かつ有利な方法で保管することを基本とし、指定金融機関等へ預金することにより、管理しているところでございます。

その内訳といたしましては、無利息ではありますが、元本保証され、安全性が保たれる決済制預金と利息収入が見込める定期預金等に分けて保管しており、金融機関からの借入金とのバランスを見ながら、適宜可能な限り、定期預金等への切りかえを行っているところでございます。

基金利息につきましては、元本金額が大きい分、利息収入に大きな影響がございますので、金融機関に対して、通常の利息よりも少しでも上乗せするよ

う交渉していくなどの働きかけを今後も行い、歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 財政課長増田正義君。

財政課長（増田正義君） 第60号議案の内、繰上償還についてお答えします。

高い利率の借入金につきましては、平成19年度に創設された国の公的資金保証金免除繰上償還の制度により、繰上償還を実施しているところでございます。

この公的資金保証金免除繰上償還は、実質公債費比率、経常収支比率、財政力指数、合併の有無等、一定の条件を満たす地方公共団体を対象に、平成19年度から平成21年度までの3年間、年利5パーセント以上の旧資金運用部資金等の公的資金の繰上償還を行う場合、補償金が免除されるというものです。

従来は、公的資金の繰上償還を行う場合は、利子相当分を補償金として支払わなければなりませんでしたが、この制度により補償金が免除され、繰上償還または低い利率で借り換えることが可能となりました。

本市においても、国の承認を受け、平成19年度から繰上償還を実施しており、平成19年度は2,535万円、平成20年度は8,709万円の繰上償還を行ったところでありまして、最終年度となる平成21年度につきましても、1億1,620万円の繰上償還を行い、公債費負担の軽減を図ります。

議長（鴛海政幸君） 総務課長栗原茂彦君。

総務課長（栗原茂彦君） 大石議員の第60号議案に関する質疑の内、20年度の交際費についてお答えいたします。

まず、支出の判断基準でございますが、香典やお供えは基本的に役職などを中心にした考えで、支出いたしております。

なお、香典の金額の違いにつきましては、先程も申し上げましたように、役職等を基本に判断をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、関連一般質問でございます。葬儀や初盆家庭へのお参りの基準についてお答えいたします。

葬儀出席の基準につきましては、前回の定例会におきましてご答弁申し上げたとおり、基本的に役職を中心にした考えで出席をいたしております。

しかしながら、現実問題といたしまして、全部を把握するというものはなかなか厳しい面もございま

9月9日

すので、いま申し上げました基準と申しますのも、あくまで基本的なものとしてご理解いただきたいと存じます。

なお、初盆家庭へのお参りの基準につきましては、葬儀出席と同様の考えでお参りさせていただいておりますが、今日はできるだけ控えるようにいたしております。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 福祉事務所長安東良介君。

福祉事務所長（安東良介君） 第60号議案についての、障害者支援施設コスモスの改築に伴う、市の助成金と施設への食材の納入についてお答えします。

本年の第1回定例会でもご答弁申し上げましたように、これまで、市内の社会福祉法人が、施設の新築や建て替え等を行う場合には、社会福祉法第58条第1項及び豊後高田市社会福祉法人に対する助成の手續に関する条例に基づき、市が、その工事費の一部を助成してきたところでございます。

障害者支援施設コスモスにつきましても、市内で唯一の知的障害者更正施設として、これまで障がい者福祉の推進に大きな役割を担ってきたことから、老朽化に伴う改築に係る工事費の一部を、社会福祉法人育心会に対し助成したものでございます。

次に、関連一般質問部分の行政指導についてでございますが、社会福祉法人に対する指導、監督につきましては、県の所管するところでございまして、法人の役員、施設の整備や運営、施設利用者の処遇など指導監査するようになっております。

市といたしましては、食材等の購入については、安全・安心な食材の確保、地産地消の観点などから、市内業者との取り引きしていただいたほうが望ましいと考えております。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 第60号議案の乳幼児医療費の助成についてお答えします。

平成20年度の乳幼児医療費給付費の総額は3,334万7,873円で、そのうち市の負担額につきましては1,906万9,873円となっております。

次に、関連一般質問の医療費を小学校卒業まで無料にすべきということについてお答えします。

本市では、子育て家庭の経済的支援策として、平

成19年10月1日より、3歳未満の児童までを対象に医療費の無料化を実施し、さらに、本年度4月1日より、就学前までの児童の無料化拡充を実施したところでございます。一部の市町村では、小・中学生まで実施しているところもありますが、現時点では、小学校卒業までの無料化については考えておりません。

ただ、大分県におきまして、医療費の助成について、入院のみではありますが、助成対象を中学生まで拡大するよう検討していると聞いております。そういうことから、県の状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、妊婦健診の人数及び金額についてお答えします。

平成20年度の実績では、母子健康手帳交付人数は151人で、妊婦一般健康診査の受診件数は延べ758件、健診に係る費用額は415万5,880円でした。

次に、関連一般質問の妊婦健診の完全無料化についてお答えします。

先の議会でもご答弁申し上げましたように、従来5回の公費負担をもって実施しておりました妊婦健診を、国は緊急経済対策の一環として、14回の妊婦健診を公費負担で実施することとし、本年4月より実施しているところでございます。

健診に係る費用の内訳ではありますが、従前の5回分は、すでに交付税措置となっており、今年度より増加した9回分の2分の1が補助で、残る2分の1が交付税措置であり、22年度までの2年間の時限措置となっております。

妊婦健診は、妊娠中の母体や胎児の管理のために大変重要なものであるということは言うまでもなく、補助事業の期間だけ十分な健診をして、補助金がなくなれば、公費助成回数を減らすということは、あり得ないことと思っております。安心・安全な出産のためには必要な施策でありますし、このようなことを考えますと、この措置そのものは、景気対策としてはそぐわないものだと思っております。

そのようなことから、大分県の場合、県、市町村及び医師会と協議を行った結果、今後とも継続できる措置として、健診内容及び金額を統一して、将来にわたり必要な健診に係る費用をでき得る限り補助したいという考えの下、実施してきたところでございます。

この実施状況を踏まえ、現在、大分県全体で妊婦

健康診査の検査項目についてどうすべきかということも議論しているところでございます。また、国に対しましても時限的な措置ではなく、継続的な財源措置を講ずるよう、市長会等を通じて、国に要望しているところであります。

以上でございます。

議長（鷲海政幸君） 教育庁学校教育課長早田義司郎君。

教育庁学校教育課長（早田義司郎君） 60議案の内、ソフトボール場の使用についてお答えいたします。

昨年度の利用につきましては、26団体で80回の使用があり、利用人数は3,726人でありました。

また、他のグラウンドにつきましてはの利用状況がありますが、高田市民グラウンドは、利用回数が269回で6,015人、真玉市民グラウンドは93回で2,059人、香々地市民グラウンドは83回で2,787名であります。

以上でございます。

議長（鷲海政幸君） 市参事兼税務課長尾造正直君。

市参事兼税務課長（尾造正直君） それでは、国保税の不納欠損が約900万、滞納総額は約1億9,000万となっている原因と対策についてお答えをいたします。

まず、国保税の不納欠損についての内容ですが、件数510件、世帯数にして117世帯であります。

これまで、納入催告をする中で、資産、預金調査等を実施して、滞納処分停止分を含め時効中断が困難なものについて、やむを得ず、地方税法の規定により不納欠損処分をしたものであります。

欠損理由の内訳であります。居所不明、死亡、生活困窮世帯で、そのうち85パーセントの世帯が生活困窮であります。

次に、収入未済額が1億8,656万256円ですが、内訳は現年滞納分が4,907万2,130円の458世帯、滞納繰越分が1億3,748万8,126円の576世帯であります。

国保税の滞納の要因は、近年の景気低迷による経済不況や、その影響で、解雇等により国保加入され、前年所得課税のため、急に国保税への負担が増加したことなどにより、納税資金に不足を来した方などが滞納の主な要因であります。

このような景気下降局面の中、派遣切りや会社都合による解雇者に対し、厚労省から離職者に係る保険料の減免推進の通知があり、当市も対象者を抽出し、74名の方に、平成21年度国保税及び住民税の減免申請の案内をしましたところ、33名の方が減免申請をしまして、減免該当者が29名で、国保税減免減額総額が約370万となりました。今後も、随時対象者があれば対応してまいりたいと思います。

次に、滞納整理の対策であります。長期にわたる滞納者や負担能力があるのに納めない方には、納税相談の中で分割納付誓約書を提出していただき、計画的な納税をお願いし、時効中断の措置を取っております。

また、平成18年度から3年間、国保連合会の徴収強化対策事業の中で徴収専門アドバイザーの派遣をいただき、さらに、大分県税務職員派遣事業で、平成19年度より3年間、月に5日間、6ヶ月にわたり徴収業務援助をしていただく中で、滞納処分の強化に向け、差し押さえ動産のインターネット購買の実施や給与、年金、預金及び不動産の差し押さえを実施しております。

その効果により、平成20年度には、国保税については1,100万円程度の差し押さえをしているところでございます。加えて、徴収職員のスキルアップを目指し、県及び全国主催の徴収業務の研修に積極的に参加し、徴収強化に向け、取り組んでおります。今後も、市税も含め、自主財源の確保及び税負担の公平性の実現に向け、適切な滞納整理を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鷲海政幸君） 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長（南松豊久君） 第60号議案の関連一般質問の中で、国保税に関する国の負担を増額するよう新政権に働きかけるべきではないかの質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、農林水産業者や自営業者を中心とする制度として創設されましたが、他の医療機関に属さない人すべてを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化等の影響を受けやすく、制度発足当時と比べ、無職者の割合が増加し、自治体間において保険税に大きな格差が生じています。また、保険給付に必要な財源は、公費と加入者による保険税であることから、税の未収額が生じることになれば、被保険者の税負担が増加することにもつながります。

9月9日

このようなことから、市長会においては、当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善として、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険基盤安定制度等について、平成22年度以降も引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講ずること、さらには、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とした、医療保険制度への一本化を図ることなどを、国に対して要望しているところでございます。

また、大分県市長会としても、九州市長会への提出議案の中に、国に対しては、給付の平等、負担の公平を図るため、国を保険者とする事及び県に対しては、総合的な対策を講じるための組織づくりを検討するよう、働きかけをしているところでございます。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 水道課長甲斐好信君。

水道課長（甲斐好信君） 第61号議案、水道料金の長期滞納者の収納状況についてお答えします。

水道料金の滞納者の方には、これまで、催告書の送付、戸別訪問などにより、未収金の回収に努めてきたところでございます。

平成20年度現年度分の収納額につきましては2億203万2,150円であり、平成19年度と比較して、調定額が4万1,820円減少しているにもかかわらず、収納額は14万7,740円増加しております。

これを収納率で見ますと、平成20年度現年度分は98.4パーセントであり、平成19年度98.3パーセントと比較し、0.1ポイント向上しております。

また、平成20年度過年度分の収納額につきましては153万7,480円であり、平成19年度と比較して58万5,670円、約62パーセントの増加となっております。

これを収納率で見ますと、平成20年度過年度分は10.6パーセントであり、平成19年度分7.9パーセントと比較し、2.7ポイント向上しております。

次に、長期滞納者についてでございますが、滞納期間が1年以上の滞納件数で見ますと、平成19年度末が128件、平成20年度末が96件で、約25パーセント減少をしております。このうち、現在39件の水道料金納入予定書による納入計画を立て、

24万9,660円の支払いをいただいております。

現在、水道を利用されている長期滞納の方につきましては、現年度分のほか、納入相談や納入予定書などにより、順次過年度分をお支払いいただいている状況でございます。

しかしながら、以前として未収金があることから、引き続き、粘り強く催告通知、電話または戸別訪問や納入相談などにより、回収に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、関連する一般質問についてお答えします。

何らかの事情により、水道料金のお支払いに支障を来している方につきましては、給水停止を例外なく実施するのではなく、納入相談等をお受けしながら、水道料金納入予定書よりお支払いを猶予するなど、実情に応じた対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 大石議員に通告します。発言時間が、ご承知のように残り少なくなっておりますので、簡潔にお願いいたします。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 本当に時間がなくて残念ですけども、ちょっと、1、2点したいと思っておりますので、明確にお答えください。

一つは、同和資金について18人の方が長期滞納なんですけれども、答弁にあったように片づいていません。中でも、私の独自調査で明らかになったのは、元、市の管理職の職員の父親と兄貴名義のものも長期にこげついたままであります。これは、この資料を見ますと、相続人が低収入とか、あるいは、高齢者で収入がないからだということになっているんですけども、そういうことで済まされるのか。やっぱり退職金も数千万もらったる以上は、その、元管理職の方が同義的責任があるんじゃないですか。それは、その辺の、なぜ詰めができないのか、その方を市のまた職員として雇ってんじゃないですか。そのため、私のところに6人から、おかしいと、市は、市長は何ち考えとるんかという意見が上がっております。そういう事実があるでしょう。そのことについてどう考えているのか。雇った以上は、その給料から引くなりして、もうおやじの分、しかも、その人は、そのおやじの家にまた自分が住宅建ててやっとならないですか。それ、許されることじゃないと思うんですが、もうそれをどうするのかですね。



それから、コスモスの問題で、市長、その行政指導できないですか、500万助成しながら。所長が地産地消や地元の業者を優先することが望ましいと言うけど、望ましいなら指導してもらいたいんですよ。普通、社会的常識がある人なら、その答弁聞いたらそうしますけど、なかなかそういうことにならないようなので、市長から、ひとつ答弁をしてはつきりさせてください。指導してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、子どもの医療費の問題や乳幼児助成の問題なんかは、やっぱり市長が政治力を発揮して、ちょっと国で、市長会で云々ぐらいじゃないで、市長会の中でも手を挙げて、率先して発言をして、リードすると。子育て支援では……、昭和の町では有名になったけれども、子育て支援でも豊後高田の永松市長は大したもんだと言われるぐらいやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

以上であります。

議長（篤海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、まず、私のほうから、乳幼児医療等のことについてお答えいたします。

この乳幼児医療の助成の拡大なんですけども、これは、皆さんご存じのように、日田市長、前市長が選挙の時に、中学までという話。そして、九重町長さんが、橋で儲けたからという、そういうふうな話の中で出てきた問題でありますけれども、乳幼児医療、こういうものは全体としては、やはり国が見らなきゃならないと思っております。

それと同時に、県下でいろいろ違うのはおかしいというのは、私も県のほうに言いましたし、これからも言っていこうと思っております。というのは、やはり、我々が先般の県の指導によってやったけれども、現実には、それを守るところはなかったというところでございます。

こういうものの中で、たくさん中学までやるというのが一番いいことでありまして、そういう面の中で、ただ、そこ辺をどこまでやるか、私どもの少ないところと今度は多いところと、その差が出てきます。だから、逆に大分市なんかは今度大変なことになるということもあるわけでありまして。そこ辺のものは、市長会もだいぶん話が出ましたし、県にも、やはり全市市長が守れるような、そういうような補助制度をつくれということ、これから言っていきたいと思っております。

それから、医療費等につきましても、これはおっしゃるとおりで、私も、やはり、今回の場合で、大分県、高田の場合は、大分県は医療費が高く全国で7位ぐらいです。その大分県7位の医療費の内、私ども、その平均をまだ上回っているという、医療費が高い。それと同時に、先程も、課長が話しましたように、やはり国民健康保険対象の人というのは、やはり離職者とか、そういう人たちが多く、高田のほうも高所得者がやはりあまりいらっしやらない。そうすると、その人たちの税収がないということになりますから、やはりみんなに影響が多くなるという。これは全体的には国民健康保険税、大分県全体とも高いわけでありまして。だから、後期高齢者は県全体でやっています。それでも、だいぶん助かっているんですけども。これから、これを後期高齢者と同じように県でやれば、今度は大分県が大変になってくる。だから、やはり三つとも、そういう面ではいっているようにありますけれども、少子化対策とか、医療対策とか、教育とかというのは、やはり国がやって、やはりどこの市に住もうが同じ状況で受けられるというのが、これは当然だと思います。

そういう面では、私も微力ながら、そういうふうなやっていきたいと思っておりますし、それから、社会福祉法人の関係でございますけれども、これは、この市内で建てていただいている人たちに対しては、前々から補助金として差し上げている。そういう面の中で、希望としては、そういうものはありますけれども、ただ、これは各企業、やはりちゃんとそこ辺のものを、経営者の人たちでありますので、そこ辺のものをお願いはするにしても、やはり全体的なものとしては、なかなかできないし、そういうことには、各、他の社会福祉法人がどうなっているかと、そういうふうなものも調べておりませんので、そういうことはできないと、私は思っております。

以上でございます。

（ 22番（大石忠昭君） 今度は一般質問でやります。次に。）

議長（篤海政幸君） 建設課長野村信隆君。

簡潔に答弁してくれ。

建設課長（野村信隆君） 大石議員のご質問にお答えします。

住宅資金の回収につきましては、貸付契約により債務者に請求することが相当であると思っておりますので、そのような対応をしてみたいというふうな思っています。

9月9日

( 22番(大石忠昭君) 何かわからん、もっと大きな声でやってみな。質問に答えて。そんな人を職員雇っちゃって問題ないんかいちゅうんじゃ。答弁なってる。)

議長(篤海政幸君) 質問が終わったら、あんな下がらなさい。

(笑声)

( 22番(大石忠昭君) 質問終わったら。)

議長(篤海政幸君) 質問じゃない、答弁が。

(笑声)

議長(篤海政幸君) これにて質疑を終結いたします。

(発言する者あり)

議長(篤海政幸君) ただ今議題となっております第50号議案から第59号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

静粛をお願いします。

議長(篤海政幸君) 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

第60号議案、平成20年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第61号議案、平成20年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第60号議案、平成20年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第61号議案、平成20年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただ今設置いたしました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議にはかって、指名することになっております。指名の方法は、先例により正副議長及び正副議長運営委員長で協議し、議長が指名することいたします。

(「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ちょっと待ってくれ。

協議のため、しばらく休憩いたします。

( 22番(大石忠昭君) 議長、配慮してもらいたいです。10人なら、20人の内の10人だから、共産党の大石も入れてほしい。私は、最近は何回も入ったことないから、よそも議長配慮だけど、やっぱ、そんなことないです。不公平な扱いは間違いですよ。

私は、いまの続きをしたいので、決算委員会で続きをしたいので、必ず入れてください。要望しておきます。)

議長(篤海政幸君) はい、意見として聞いておきます。

休憩中の協議は委員会室で対応いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時56分 再開

議長(篤海政幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長甲斐智光君。

事務局長(甲斐智光君) それでは、決算審査特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

2番成重博文議員、3番安達 隆議員、4番尾上真一議員、7番中山田健晴議員、10番土谷 力議員、13番後藤龍太郎議員、16番川原直記議員、18番山本博文議員、19番菅 健雄議員、20番堂園慶吾議員。

以上でございます。

議長(篤海政幸君) おはかりいたします。

ただ今の諸君を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ご異議なしと……。

(発言する者あり)

(笑声)

議長(篤海政幸君) 指名の方法に異議がありましたので、改めて委員会条例第7条の規定により、議長から指名いたします。

決算審査特別委員に、2番成重博文君、3番安達隆君、4番尾上真一君、7番中山田健晴君、10番土谷 力君、13番後藤龍太郎君、16番川原直記君、18番山本博文君、19番菅 健雄君、20番堂園慶吾君を指名します。

おはかりいたします。

ただ今の諸君を、決算審査特別委員に指名するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、ただ今指名いたしました諸君を決算審査特別委員に選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、休憩中に決算審査特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時08分 再開

議長(鴛海政幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に16番川原直記君、副委員長に7番中山田健晴君。

以上のとおりであります。

議長(鴛海政幸君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時09分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 鴛 海 政 幸

豊後高田市議会議員 明 石 光 子

” 土 谷 力